

空調設備利用料のお支払いについて

令和5年5月1日以降、ふじみ野市立小学校施設の開放事業における施設の空調設備を利用された方は、利用時間1時間当たり100円の空調設備利用料をお支払いいただきます。

なお、1時間未満の利用時間がある場合は、1時間となります。
また、お支払いいただいた利用料は原則として還付しません。

(例) 空調設備を2時間45分利用する場合

→3時間の利用として、空調設備利用料300円を支払う。

(利用の流れ)

| 利用団体 | 教育委員会（学校教育課） |
|--|------------------------|
| ①「学校開放施設利用申請書」を提出する。 <u>※空調設備を利用する予定がある場合はお申し出ください。</u> | |
| | ②「学校開放施設利用許可通知書」を交付する。 |
| ③施設利用後、「ふじみ野市立小学校施設利用報告書」を提出する。 <u>※空調設備を利用した場合は、その利用時間を報告書に記入してください。</u> | |
| | ④空調設備利用料「納入通知書」を交付する。 |
| ⑤「納入通知書」により、所定の金融機関にて空調設備利用料を支払う。 | |

※下線部分が、改正された箇所となります。